公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６０８号
札幌市手稲区新発寒７条６丁目７番２号
債務者　佐々木捺美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３９号
札幌市白石区栄通11丁目２番19号　プレスココート202号
債務者　井上　　悌
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９０号
静岡県御殿場市川島田243番地の１　ギャザ川島田406
債務者　櫻本　　力
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
静岡県御殿場市川島田243番地の１　ギャザ川島田406
債務者　櫻本　由希
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
静岡県駿東郡清水町徳倉2713番地の13　町営外原住宅105、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉2509番地の４　ベルメゾン徳倉605
債務者　花村　雪代（旧姓上杉）
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
愛知県江南市飛高町栄353番地　石井荘206号
債務者　北川　貴通
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２０６号
愛知県稲沢市清水八神町145番地　市営住宅西島団地⑵24―186
債務者　中山　麻衣
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３４１３号
大阪府高槻市大蔵司２丁目12番１号
債務者　是澤　和幸
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５８号
大阪市都島区高倉町３丁目１番21号
債務者　木庭　真純
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３０号
大阪府吹田市樫切山18番４―207号
債務者　ＢＡＲサヨこと　金丸幸代子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９２号
大阪府門真市北島町９番１号
債務者　秋山　　昇
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３１号
大阪府守口市佐太東町１丁目43番１―603号
債務者　笠川　敦子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７４号
大阪府門真市北岸和田２丁目５番34―403号
債務者　佐々木和哉
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７５号
大阪府門真市北岸和田２丁目５番34―403号
債務者　佐々木菜緒
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５７号
大阪市淀川区新高２丁目４番25―513号（５M）
債務者　坂口　みつ
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５８号
大阪府東大阪市荒本北２丁目１番７―309号、前住所神奈川県川崎市多摩区菅２丁目２番35号ルミエール安田202
債務者　門口ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５９号
大阪府寝屋川市平池町25番13号（305号）
債務者　木下　秀廣
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部